

**神戸市長選挙等に係る広報啓発事業の企画・運営業務委託
実施要領（公募型プロポーザル）**

1. 案件名称

神戸市長選挙等に係る広報啓発事業の企画・運営業務

2. 業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

別紙「神戸市長選挙等に係る広報啓発事業の企画・運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（2）業務内容

別紙「仕様書」のとおり

（3）事業規模（契約上限額）

金35,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（4）契約期間

契約締結日から令和7年11月19日（水）

（5）履行場所

神戸市内において神戸市選挙管理委員会（以下「神戸市」という。）が指定する場所

（6）費用負担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、神戸市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3. 契約に関する事項

（1）契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は神戸市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがある。

（2）委託料の支払い

業務完了後、神戸市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

（3）契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

（4）その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」（平成22年5月26日市長決定）に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 応募並びに受託者資格要件

次に掲げる条件のすべてに該当すること。また受託者は契約締結日において、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和6・7年度 神戸市物品等入札参加資格を有すること。当該資格を有しない場合は、法人登記簿謄本(又は登記事項全部証明書)及び納税証明書(国税及び地方税)を併せて提出すること。
- (2) 「神戸市指名停止基準要綱」(平成6年6月15日市長決定)による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 神戸市内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (5) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (8) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処されている者がいないこと。
- (9) 事業者及びその代表者が直近1年間の法人税、市町村民税等を滞納していないこと。
- (10) 暴力団員が役員として経営に関与(実質的に関与している場合も含む)していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと。
- (11) 本業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること。
- (12) 共同企業体による受託も可能とする。その場合は、代表者及び構成員が上記(1)から(11)を全て満たすこと。また、共同企業体の結成方法は、2者又は3者による自主結成とし、神戸市に対して「共同企業体 認定申請書兼協定書」(別紙様式5)を提出すること。なお、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者が自己の名義をもって行うこととする。

5. 実施スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年4月30日(水) |
| (2) 参加申請関係書類の提出期限 | 令和7年5月21日(水) |
| (3) 参加資格決定通知 | 令和7年5月28日(水) |
| (4) 質問受付締切 | 令和7年5月28日(水) |
| (5) 質問に対する回答 | 令和7年5月30日(金) |
| (6) 企画提案書の提出期限 | 令和7年6月13日(金) |
| (7) 選定委員会 | 令和7年6月下旬(予定) |
| (8) 選定結果通知 | 令和7年6月下旬(予定) |

- (9) 契約締結・事業開始 令和7年6月下旬(予定)
(10) 事業完了 令和7年11月19日(水)

6. 実施要領の配布

- (1) 配布期間 令和7年4月30日(水)～5月21日(水)
(2) 配布方法 本要領14に規定する担当部署にて配布(土曜、日曜、祝日を除く、午前9時～正午及び午後1時～午後5時まで)。神戸市ホームページからもダウンロード可能。

7. 参加申請手続き及び参加資格決定通知

- (1) 申込期間 令和7年5月7日(水)～5月21日(水)午後5時まで
(2) 提出場所 本要領14に規定する担当部署(土曜、日曜、祝日を除く、午前9時～正午及び午後1時～午後5時)

※ 事前に電話連絡の上、お越してください。

- (3) 提出書類・提出部数

以下に掲げる書類を「各1部」

- ①「神戸市長選挙等に係る広報啓発事業の企画・運営業務」応募申請書
(別紙様式第1号)
- ②令和6・7年度神戸市物品等入札参加資格を有することを証明する書類
(資格を取得済みの者に限る。)
- ③法人登記簿謄本(提出日前3ヶ月に発行された正本)
※上記②がある場合は不要
- ④代表者印鑑登録証明書(提出日前3ヶ月以内に発行された正本)
- ⑤委任状(代表者以外の者が申請する場合のみ。)
- ⑥定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
- ⑦事業経歴書及び業績報告書(直近事業年度までの経歴・沿革・業績を記載)
※任意様式(決算報告書、会社概要、パンフレット等で可)
- ⑧法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書
(直近1年分)
※滞納がないことが証明できる納税証明書によること
※上記②がある場合は不要
- ⑨神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書(別紙様式第4号)
- ⑩共同企業体認定申請書兼協定書(別紙様式第5号)
※共同企業体による応募者のみ
※共同企業体で応募登録を行う場合は、全ての構成員について、上記の
②～④及び⑥～⑨を提出すること。

- (4) 提出方法

令和7年5月21日(水)午後5時までに上記提出場所に持参すること(土曜、日曜、祝日を除く、午前9時～正午及び午後1時～午後5時)。

(5) 審査結果の通知

プロポーザル参加資格は提出された書類により審査し、その結果は審査終了次第、随時通知し、令和7年5月28日（水）までに通知する。

(6) 参加資格の取消し

プロポーザル参加資格の確認結果の通知後、プロポーザル参加資格を有することの確認を受けた者（以下「応募登録者」という。）が、次のいずれかに該当するときは、プロポーザルに参加できない。

- ①本要領4に定める応募並びに受託者資格要件を満たさなくなったとき。
- ②本要領7（3）に定める提出書類に虚偽の記載があったとき。

8. 実施要領等に関する質問及び回答方法

(1) 提出期間 : 令和7年5月7日（水）～5月28日（水）午後5時まで

(2) 提出方法 : 質問事項を記入し、本要領14に規定する担当部署あてに電子メールで送付すること。件名は「神戸市長選挙等に係る広報啓発事業の企画・運營業務についての質問」とする。また、必ず到着確認の電話連絡を行うこと。

※なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

(3) 回答方法 : 質問に対する回答は、応募者間の公平性を確保するために、原則全ての質問事項について、令和7年5月30日（金）までに、応募登録者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールにて送信する。また、質問した事業者名は公表しない。なお、たんなる事実関係の確認などに関する質問は、この限りではない。

(4) そ の 他 : 神戸市からの回答は、本要領並びに仕様書等を補足する効力を持つ。

9. 企画提案書・見積書の提出

(1) 提出期限 令和7年6月13日（金）午後5時まで

(2) 提出場所 本要領14に規定する担当部署（土曜、日曜、祝日を除く、午前9時～正午及び午後1時～午後5時）

※ 事前に電話連絡の上、お越しください。

(3) 提出書類等

企画提案書正本1部、副本9部及び電子データ（PDFファイル）

※なお、副本については、事業者名やロゴマーク等、事業者を特定できる情報を一切記載しないこと。

(ア) 様式

- ・任意様式とするが、企画書の表紙については別紙様式第2号を使用すること。
- ・用紙のサイズは、A4サイズとし、提案内容を30ページ以内（表紙・目次を除く。両面の使用可。添付資料を含む。）にまとめること。また、表紙及び目次を付けて、各ページの下部にページ番号を付すこと。

(イ) 記載事項 次に掲げる事項はすべて記載すること。

- a) 企業（団体）の概要（別紙様式第3号）
 - b) 類似業務実績
 - c) 本業務に対する取り組みや実施方針、コンセプト
 - ・ 基本的な考え方・業務への理解、本業務における提案者のノウハウ、実施方法、手法など。
 - ・ 出演者に関する事項（選定理由、プロフィール等）※提案する場合
 - d) 仕様書に基づく業務実施に係る提案内容
 - ・ ポスター原案、動画広告の絵コンテなども含む
 - e) 業務の実施体制
 - ※共同企業体で応募の場合は、各構成員の役割分担を明確に記載すること
 - f) 業務工程表
 - ・ 内容を別冊で10ページ以内（表紙・目次を除く。両面の使用可）
 - ・ 可能な範囲でスケジュールを見える化してください。
 - g) 上記以外に当該業務に係る提案の独自性や事業効果を高めるための工夫等
- (ウ) その他 企画提案書の提出は1応募登録者につき1提案とする。

(4) 見積書1部

(ア) 様式は問わない。ただし、A4サイズ片面とし、事業者の名称と「見積書在中」と記載した封筒に入れて封緘すること。

(イ) 記載事項 次に掲げる事項をすべて記載すること。

- a) 見積年月日、見積書の有効期限(令和7年6月13日以降の日付とすること。)、事業者の名称、所在地、代表者の氏名及び連絡先（担当者の氏名及び電話番号）を記入し、代表者の印を押すこと。
- b) 業務ごとの費用の内訳額、及び総額、全ての業務の費用の総額、消費税及び地方消費税額、消費税及び地方消費税を含めた総額。なお、費用総額は、2(3)の契約上限額までとする。

(5) 提出方法

令和7年6月13日（金）午後5時までに上記提出場所に持参すること（土曜、日曜、祝日を除く、午前9時～正午及び午後1時～午後5時）。

10. 受託候補者の選考方法

(1) 選定委員会の実施

- ① 神戸市選挙管理委員会委員等で構成する受託者選定に係る選定委員会において、企画提案書等を審査し、受託候補者を選考する。
- ② 審査に当たっては、応募登録者による提案内容説明会（プレゼンテーション）を実施する。
- ③ 提案内容説明会（プレゼンテーション）の日程、場所その他詳細については、改めて応募登録者に通知する。

※注意事項

- ・提案者が多数の場合は、事前に書面審査を行い、優れた提案者を5者程度に選定したうえでプレゼンテーションを実施するものとする。
- ・書面審査実施の有無及び書面審査結果については、提案したすべての者に電子メールにて令和7年6月20日（金）までに電子メールにて連絡する。

（２）審査及び審査基準について

- ・審査は、添付の「審査要領」に基づき、評価項目ごと数値化して採点し、次の各要件のいずれにも該当する応募登録者のうち、採点結果の評価点が最も高いものを受託候補者とする。
 - ① 見積金額が、本要領2（3）に定める契約金額の上限の範囲内の者
 - ② 提示された見積金額が著しく低額な場合に実施する神戸市の調査の結果、履行に支障がないと認められた者
- ・最高得点者が複数ある場合は、そのうち見積金額が最も低い者を受託候補者とする。
- ・評価点の5割を最低基準とし、最高得点者が最低基準を下回る場合は、受託候補者として選定しない。
- ・提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準を下回る場合は、受託候補者として選定しない。
- ・見積金額が本要領2（3）に定める契約金額の上限を超過している場合、失格とする。

（３）審査結果の通知

選考結果については、プロポーザル参加者全員に令和7年6月下旬（予定）に通知する。参加者からの選考結果に係る問合せは6月下旬（予定）以降とし、神戸市は、順位と点数についてのみ回答する。

11. 失格事項

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- （１）見積書及び企画提案書等の必要書類が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- （２）見積書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- （３）見積書に記名及び押印がないとき。
- （４）2通以上の見積書を提出したとき。
- （５）代理人による応募登録の場合において、委任状を提出しないとき。
- （６）プロポーザル参加者及びその代理人が他のプロポーザル参加者の代理人となり、又は数人共同してプロポーザルに参加したとき。
- （７）プロポーザル参加資格がない者が参加したとき。
- （８）鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正の容易な筆記具により見積書に記入したとき。
- （９）見積書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

- (10) 選定委員に対し、直接・間接を問わず、故意に接触を求めたとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行ったとき。

12. 契約の締結

- (1) 審査の結果、選定された受託候補者と委託契約締結に向けた詳細な仕様について協議・調整を行った上で、速やかに委託契約を締結する。
- (2) 受託候補者が辞退したり、資格を喪失したりしたときは、次点の応募登録者を受託候補者とする。
- (3) 契約の締結にあたっては契約書の作成を要し、その契約書は神戸市委託契約約款により作成する。
- (4) 支払条件について、履行確認の検査終了後、委託料の支払を行う。

13. その他

- (1) 企画提案書の提出期限までの間に、神戸市長選挙の執行に係る情勢の変化があった場合などは、仕様書を変更する可能性があるため、留意すること。
- (2) 神戸市長選挙と同日もしくはその前後に他の選挙が執行されることになった場合など、市長選挙と併せて当該他の選挙を啓発することが、有権者に対して投票参加を呼びかけるにあたり効果的であると神戸市が判断する場合、受託者はデザイン・内容などの変更の協議に応じ、またはその指示に従うこと。
- (3) 企画提案書の作成に要する費用は参加者の負担とし、不採用になった場合でも、このプロポーザルに参加するための経費は一切負担しない。
- (4) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、受託候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第10条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
- (6) すべての企画提案書は返却しない。
- (7) 著作権は全て神戸市に帰属する。
- (8) 詳細な事業内容及び実施方法については、正式な契約締結後、神戸市と協議の上、決定するものとする。
- (9) 上記に記載のない事項については、神戸市と協議の上、決定する。

14. 当該プロポーザル担当部署の名称及び所在地（問合せ先）

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6－5－1 神戸市役所 1 号館23階
神戸市選挙管理委員会事務局 坂本（秀）・坂本（嘉）
電 話：078-322-5815
メール：senkan@city.kobe.lg.jp